



古今著聞集の追記説話再考：
十訓抄からの抄入の内実

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-04-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 旅田, 孟 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00017676

古今著聞集の追記説話再考

―十訓抄からの抄入の内実―

旅田 孟

はじめに

現存する『古今著聞集』は、基本的に全七二六条から成っている。しかしそのうち計八十条は、『著聞集』が一旦の成立を見た建長六年（一二五四）十月以降に追記されたものと考えられている。この追記の実態については、大森志明氏や永積安明氏などの論考があり従うべきところが多いが⁽¹⁾、疑問の余地が残されていると考える。そこで本稿では、追記説話の大部分を占める『十訓抄』からの抄入（計六十条）に焦点を当て、追記についてあらためて探っていく⁽²⁾。

一、篇目への配慮

抄入は『十訓抄』本文に忠実に行われているが、全く単純な引き写しというわけではない。中には、『著聞集』の篇目や形式に

相応しい形になるよう手が加えられているものも存在する。その事実が、これまではあまりに軽視されていたように思う。

抄入にあたっての配慮が最も顕著に窺えるのは、文学篇第一三六話と孝行恩愛篇第三一四話である。両話ともに『十訓抄』第六「可存忠直事」第十一話からの抄入であることから、従来は「おなじ『十訓抄』の説話を重複して『著聞集』に採り入たりするなどの不手際・齟齬」⁽³⁾と見做されていた。しかし、実際は単純な「重複」などではない。以下にそれぞれの本文を掲げ、重複する箇所を四角で示している。

《古今著聞集 文学篇第一三六話》

中納言顕基卿は、後一条院ときめかし給ひて、若くより官位につけてうらみなかりけり。御門におくれたてまつりければ、「忠臣は二君につかへず」といひて、天台楞嚴院に

のぼりて頭おろしてけり。御門かくれ給ひける夜、火をともしざりければ、「いかに」とたづぬるに、主殿司、新主の御事をつとむとて、参らぬよし申けるに、出家の心もつよくなりにけり。

この人わかくより道心おはしまして、つねのことぐさには、古墓何世人 不知姓与名 化為路辺土 年々春草生

《古今著聞集 孝行恩愛篇第三二四話》

中納言顕基卿は、後一条院ときめかし給ひて、わかくより官位につけて恨みなかりけり。御門におくれたてまつりにければ、「忠臣は二君につかへず」とて、天台楞嚴院にのぼりて、かしらおろしてけり。御門かくれ給へりける夜、火をともしざりければ、「いかに」とたづぬるに、主殿司、新主の御事をつとむとて、参らぬよし申しけるに、出家の心つよくなりにけるとかや。

あなたこなたにておこなはれけるが、大原に住みける比、宇治殿、かの庵室にむかひ給ひて、終夜御物語ありけり。宇治殿、「後世はかならずみちびかせ給へ」など示し給ひて、暁帰りなんとし給ひけると、後実は不覚のものにて候ふ」と申されけり。そのときは何とも思ひわかさせ給はで、帰りて

後、しづかに案じ給ふに、させるついでもなきに、子息の事もあしきさまにはいはれじ。見はなつまじきよしなりけり。思ひとりて世をのがるといへども、恩愛はなほすてがたき事なれば、思ひあまりていひ出でられけりと、あはれにおぼして、事にふれて芳志を至されければ、大納言までなられにけり。美濃の大納言とは、この人の事なり。

重複しているのは顕基の忠臣ぶりについて語る箇所だけであつて、そこ以外は一致しない。では、いかなる操作が抄入に際してなされていたのか。抄入元の『十訓抄』本文は以下の通りである。なお、『著聞集』第一三六話・第三一四話の両方と一致する箇所は四角で囲み、第一三六話とのみ一致する箇所には傍線、第三一四話とのみ一致する箇所には波線をそれぞれ引いて示している。

《十訓抄 第六「可存忠直事」第十一話》

中納言顕基卿は後一条院ときめかし給ひて、若くより、官位につけてうらみなかりけり。帝におくれ奉りにければ、「忠臣は二君につかへず」とて、天台楞嚴院にのぼりて、頭をおろしてけり。帝隠れ給へりける夜、火をともしざりければ

ば、「いかに」と尋ぬるに、主殿司、新主の御事をつとむとて、不参の由申しけるに、出家の心は強くなりけり。

この人、若くより道心ありて、常のごとくさには、

古墓何世人 不知姓与名 化為路辺土 年々春草生
とぞ口づけ給ひける。

のちには、上東門院よりよばせ給ひけるには、かく申しける。

世を捨てて家を出でにし身なれどもなほ恋しきは昔なり
けり

のちには、上醍醐に住みて、往生を遂げにけり。

同じ院、御位の時、この人、いまだ殿上人なりけるに、上東門院、国母にて入内ありて、御覧じて、「故院、隠れさせ給ひて、いくほどの年もへだてぬに、百敷の内こそむげにおとるへかはりにけれ」と仰せられけるに、帝の御心の中、はづかしく思しめしたるに、顕基、殿上の方にて、朗詠の二句、口すさみたりけるを、院、聞こしめして、「これこそ昔にはらぬ情の残りたりけれ」と仰せられけるにぞ、帝の御力つく御心地して、うれしく思はせ給ひける。

この人、遁世ののち、大原に住みけるころ、宇治殿、かの庵室にむかひ訪はせ給ひて、終夜、御物語ありけり。宇治殿

古今著聞集の追記説話再考——十訓抄からの抄入の内実——

は、「後世には必ず導かせ給へ」と示し給ひて、曉、帰りなむとし給ひける時「俊実是不覚の者にて候ふ」と申されけり。その時は何とも思はせ給はで、歸りてのち、案じ給ふに、「させるついでもなきに、子息のこと、よもあしきさまにはいはじ。見放つまじき由をじけるなり」と思ひとりて、世を通るといへども、恩愛、はなほ捨てがたきことなれば、思ひのあまりて、いひ出でられたりけり。あはれにおぼして、ことにふれて、芳心いたされけり。

美濃の大納言とはこの人のことなり。

この説話は、内容から四分節することができる。まず顕基の忠臣ぶりを語る第一部、次に顕基の道心が示された漢詩と和歌について触れる第二部、そして顕基の朗詠の声について語る第三部、最後に顕基が息子である俊実の後事を藤原頼道に託したという第四部から成っている。

ここから第一部と、第二部の漢詩部分を抜き出すと、『著聞集』文学篇第一三六話となる。第二部のうち和歌部分が除外されているのは「文学」ではなく「和歌」の領域に属する事柄だからであり、第三・四部が除外されているのも「文学」に直結する内容ではないからに他なるまい。そして、第一部と第四部を抜き出すと、『著

聞集』孝行恩愛篇第三・四話となる。第四部は「恩愛、なほ捨てがたきこと」とあるように、まさしく「孝行恩愛」についてのことであるが、第二部や第三部は「孝行恩愛」と直結する内容ではないので除外されているのであろう。

以上のように、抄入にあたっての説話の再構成の仕方に目を向けると、追記先の篇目に相応しい内容の説話となるように、記事の取捨選択がなされていた形跡が窺える。「不手際・齟齬」どころか、『著聞集』の篇目への配慮のもとに注意深く説話を再構成していたのである。同様の配慮は、他の抄入説話からも見て取れる。

《古今著聞集 和歌篇第一九七話》

三河の守定基、心ざし深かりける女のはかなくなりければ、世を憂きものに思ひ入れたりけるに、五月の雨はれやらぬ比、ことよろしき女の、いたふやつれたりけるが、鏡を借りてきたれるをとりて見るに、そのかがみの包み紙に書ける、
 けふのみと見るに涙のます鏡なれにしかげを人にかたるな
 これを見るに涙とどまらず。かがみをは返しとらせて、さまざまにあはれみけり。道心もいよいよ思ひさだめけるは、この事によれり。

出家の後、寂照上人とて入唐しける。かしこにては円通大師とぞいはれける。清涼山の麓にてつひに往生の素懐をとげられけり。

抄入元の『十訓抄』第十「可庶幾才芸事」第四十八話では、『著聞集』とは違って「清涼山の麓にてつひに往生の素懐をとげられけり」と説話が締めくくられてはおらず、「清涼山の麓にて」以降は次のように続いている。

《十訓抄 第十「可庶幾才芸事」第四十八話（後半）》

清涼山の麓にて、往生をとげるとき、詩を作れりける。

笙歌聴孤雲上 聖衆來迎落日前

ただし、この詩、保胤作れりといふ、たづぬべし。

ある説にいはく、この人は、唐土の娥眉山に、寂昭といひける聖の後身なり。師と法門の義を論じて、「われはまされり」と思ひて、入滅したりけるが、その執によりて、往生をとげず、日本に生まれたりけるなり。入唐したりければ、娥眉山の寂昭の影に少しも違はざりけり。人、帝に申しけるとなむ。さりければにや、俗にてありける時より、頭光あらはして見えけり。

和歌篇に追記するにあたって、「和歌」ではなく「文学」の領域に入る漢詩部分が削除されており、しかも単純に削除するのではなく、「十訓抄」で「清涼山の麓にて、往生をとげるとき」となっているのを「清涼山の麓にてつひに往生の素懐をとげられけり」と整備して、一話として完結するよう文末に手が加えられている。「ある説にはく」以下が除外されているのも、「和歌」と結びつかない内容だからであろう。

これとは逆に、文学篇に追記するにあたって不要となる和歌部分削除されている例も存在する。

《古今著聞集 文学篇一二四話》

村上帝、かくれさせ給ひて後、枇杷の大納言延光卿、あさゆふ恋しく思ひたてまつりて、御かたみの色を一生ぬぎ給はざりけり。ある夜の夢に御製をたまひける、

月輪日本雖相別 温意清涼昔至誠 兜率最高帰内院 如今於彼語卿名

大納言、夢さめておどろきてこれに和したてまつる、
再拜聖顔一寝程 恩言芳処奏中情 夢中如覚夢中事 雖
尽一生豈空驚

古今著聞集の追記説話再考——十訓抄からの抄入の内実——

抄入元の『十訓抄』第五「可選朋友事」第二話では、延光の漢詩のあとに「かの小野小町が歌、思ひ出でらる」として「思ひつつ寝ればや人の見えつらむ夢と知りせばさめざらましを」との和歌が掲げられている。「文学」ではなく「和歌」の領域に属する内容であるし、延光についてのことでもないので、抄入に際して除外されたと考えられる。

二、形式への配慮

抄入に際しては、より細かいレベルでの本文の処理も行われていた。

《古今著聞集 和歌篇第一九四話》

壬生の二位家隆卿、八十にて天王寺にてをはり給ひける時、七首の歌をよみてぞ回向せられる。臨終正念にて、その志むなしからざりけり。かの七首の内に、

契りあれば難波の里にやどりきて浪の入目ををがみける
かな

《十訓抄 第十一「可庶幾才芸事」第五十三話》

近くは、壬生の二位家隆卿、八十にて、天王寺にて終り給ひける時、三首の歌をよみて、廻向せられける。臨終正念にて、その志、むなしからざりけり。そのうち一首に云はく、

契りあれば難波の里に移り来て波の入り日を拝みつるかな

家隆が臨終時に詠じた和歌の数について、『十訓抄』が「三首」とする一方で、『著聞集』では「七首」となっているが、これは抄入に関わる異同ではないと考える。名古屋大学蔵玉松家本『十訓抄』や享保六年刊本では「三首」ではなく「七首」となっているし、宮内庁書陵部蔵片仮名本や国立歴史民俗博物館蔵本でも、異本注記として「七首」と書かれている。つまり『十訓抄』の中でも、当該箇所は本文が安定していないのである。そのことからすれば、この異同は抄入にあたって用いられた『十訓抄』本文に関わる問題と考えるべきであろう。和歌の三句目の異同に関して同様である。

では、抄入と関わる異同は何かという点、説話冒頭の「近くは」の有無である⁽⁴⁾。『十訓抄』では、この第五十三話に先立つ第五十話で「芸能につけて、望みをとげ、賞をかぶるもの、古今数を知らず」とし、第五十一話以降に、芸能の力によって往生を遂げることができた説話を並べている。具体的には、遊女が今様に

よって往生を遂げた話（第五十一話）、菅原文時が善知識の上人の勧めによつて臨終時に漢詩を考案し往生を遂げた話（第五十二話）、そしてその次が、家隆が臨終時に和歌を詠んで無事往生を遂げた話（第五十三話）である。今様・漢詩・和歌が往生の機縁になったという一連の説話配列の中で、『十訓抄』が編纂された当時から時代的隔たりのある説話はここまでであり、次に紹介するのは同時代の説話であると示すものが、第五十三話冒頭の「近くは」なのである。

しかし当然ながら、第五十三話を『著聞集』に抄入するとすると、『十訓抄』の説話配列の連続性から断絶されることになる。そうすると冒頭の「近くは」が、何についての近い事例を示そうとしているのが不明な唐突な書き出しとなる。抄入説話では「近くは」が削除されているので、その問題は回避されている。

同様の例は他にも指摘できる。『著聞集』和歌篇一九六話でも、抄入元である『十訓抄』巻十「可庶幾才去事」第四十七話の冒頭にあった「近くは」が見られない。この「近くは」についてもやはり、ある教訓に即して例証説話が連続して配列されている中で、次に紹介するのが同時代の説話であると示すためのものである。こうした冒頭表現の削除についても、『十訓抄』から切り離して『著聞集』の説話として成立させるための配慮の一つと考えたい。

説話冒頭表現への配慮は、「近くは」に限ったことではない。『著聞集』巻五和歌篇第一八二話は「むかし、大納言なりける人の」と始まるが、抄入元の『十訓抄』巻五「可撰朋友事」第九話は「大和物語には、昔、大納言なりける人の」となっている。これも同じく、そのまま『著聞集』に持ち込むと唐突になるものが削除されている。そもそも、『著聞集』に持ち込む書名を提示するのは『著聞集』には原則的に存在しない⁽⁵⁾。「大和物語には」と書き出すと、『著聞集』の形式から逸脱することになるのである。しかし実際には、「大和物語には」は削除され、形式上の統一性は保たれている。

三、逸脱への自己言及

以上に確認してきたのは、『著聞集』の篇目・形式から逸脱しないようにとの配慮のもと手が加えられていると考えられる例である。しかし抄入説話の中には、『著聞集』の全体的構成から逸脱しているものも見られる。魚虫禽獸篇末部に抄入された中国説話群（第七二二話～七二五話）がそれである。

『著聞集』は日本の説話のみで構成されている。全三十の篇目の最初にあるのが神祇篇で、その小序において神国としての日本の成り立ちを説き、続く釈教篇小序では仏教の日本への伝来と興

隆を説いていること、そして各篇に収録された説話が原則として時代順に配列されていることからすれば、『著聞集』編者は、古から今へと至る日本の歴史的な流れを説話によって描こうとしていたらしいことが窺える。そこに中国を舞台とする説話を抄入することは、逸脱以外の何物でもない。

しかし、逸脱は自覚的なものであったらしい。中国説話群の最初の第七二二話は『十訓抄』第六「可存忠直事」第三十一話からの抄入であるが、『十訓抄』にあった「今もよき人は、毎事動きなく、心軽からぬは、この翁が心にかよへるなどぞ見ゆる」云々の評語がなく、代わりに「もろこしのことなれども、いささかれをしるせり」との説明的言辞が加えられている。日本の説話が列挙されている説話集に中国を舞台とする説話を書き入れることの違和感を自覚した上で抄入を行っているのである。

また、中国説話群の最後の第七二五話でも、逸脱についての説明がなされている。『十訓抄』第二「可離憍慢」第二話から説話を引き写し、末尾に「この一篇などは、禽獸の部のいるべきにあらず。さりながら、二鴈のために注し入れ侍るなり」と加えられている。これは説話の内容が魚虫禽獸篇に相応しくないという意味での逸脱に対しての弁明であって、第七二二話のものとは性質が異なる。第七二五話は、莊子が弟子に、木は真っ直ぐな良い

ものが切られ、曲がった悪いものは切られないのに、鳥は上手く鳴く良いものが生かされ、上手く鳴けない悪いものが殺されることについて尋ねられて「世の中のためし、これにあり」と答えたという、有名な説話である。動物に主眼が置かれた説話ではないから魚虫禽獸篇に抄入するのは相応しくないと判断したのであるうか。何にしても、この説明的言辭からは、『著聞集』についてよく理解した上で、逸脱を自覚しながら抄入を行っていたという事実が確認できる。

こうした説明的言辭について、永積安明氏は次のように説く⁶。

この篇に入れるにふさわしくない説話であることを認めているが、このような不整備は、形式的な完成を求めた古今著聞集の編成の精神と、まったく相容れないもので、かたがた、この段が原著者の関知しない後人の抄入によるものであることを示している。

しかし、このことが即ち「原著者の関知しない後人の抄入」の証拠とはならないと考える。「形式的な完成」はあくまで理念の上のものに過ぎない。実際には、例えば『今昔物語集』のような相当地に綿密な構成のもとに編纂された（と思しき）説話集であっ

ても「不整備」は少なからず内包しているのであり、そもそも、全体的構成からの逸脱は他の説話集にも広く認められるものであった。その一つとして、『十訓抄』の逸脱を以下に示す。

《十訓抄 第一「可離橋慢事」第三十九話》

楊梅大納言頭雅卿は、若くより、いみじく言失をぞし給ひける。

神無月のころ、ある宮腹に参りて、御簾の外にて、女房達とものがたりせられけるに、時雨のさとしければ、供なる雑色を呼びて、「車の降るに、時雨さし入よ」とのたまひけるを、「車軸とかやにや、恐しや」とて、御簾の内、笑ひあはれけり。さて、ある女房の、「御いひたがへ、つねにありと聞ゆれば、まことにや、御祈りのあるぞや」といはれければ、「そのため、三尺のねずみをつくり、供養せむと思ひ侍る」といはれたりける。をりふし、ねずみの御簾のきはを、走り通りけるを見て、観音に思ひまがへて、のたまひけるなり。「時雨さし入れよ」には、まさりてをかしかりけり。

越度のついでに言ひ出ださる。

心用意の大切さについて説く一連の説話配列の中に、この第

三十九話は置かれている。具体的には、大中臣能宣が敦実親王の所での子の日に優れた歌を詠じたことについて、父である頼基から「さるわかれ宮の子の日に、かかる歌よむようやはある」と心用意の至らなさを叱責された話（第三十話、藤原斉信が清暑堂の御神楽で拍子を取る役を急に譲られたが、そういうこともあるうかと事前に心用意をしていたため、間違ふことなく上手く務めおおせたという話（第三十一話）、いつか道長の娘が入内することがあるうと考えていた藤原有国は、道長の東三条邸造営を任せられた際、御輿が通れるように一箇所だけ上長押を設置せずにおいたという話（第三十二話）……と続く。その配列の中に、この、源顕雅がよく言い間違いをする人物であったという個人的な性質についての説（第三十九話）話が配されている。顕雅は、心用意の至らなさのために失敗したわけではないので、心用意が大切であるという教訓とは直結しない。その逸脱についての説明が、説話末尾の「越度のついでに言ひ出ださる」である。直前の第三十八話は、源博雅が天徳の歌合において講師を勤めた際、緊張のために歌を詠み誤ってしまったという「言い間違い」の話であるので、そこからの連想で、顕雅の「言い間違い」へと展開しているのであらう。

全体的構成を考えた当人である編者であっても、時として、こ

のように自覚的に逸脱を起こすのである。中国説話群にしても、逸脱を起こしているからといって「原著者の関知しない後人」の所為とは言い切れない。

また、中国説話群も含めた抄入説話が、おおよそ時代順に説話を並べる『著聞集』の配列原理を乱していることも、抄入が後人の所為であることの証拠とはならない。これも全体的構成からの逸脱ではあるが、一旦の成立を見た『著聞集』の余白に編者自身が『十訓抄』から抄入を行い、それがそのまま再編集されることなく今日まで伝わっているという見方もできる。抄入が誰の手になるかは、抄入説話自体からは導けないのである。

むすび

以上に確認してきたとおり、『十訓抄』からの抄入は、『著聞集』の篇目・形式を理解した上で、その枠内に収まるように行われていた。中には逸脱も見られるが、全体的構成への無理解のせいではなく、自覚的になされたものであった。建長六年十月に一旦の成立を見た『著聞集』の一部として成立するよう、綿密な配慮のもと抄入が行われているのである。

抄入を行ったのが編者自身であれ後人であれ、その目的が、既に完成している『著聞集』を増補して、より情報量の多い説話集

へと拡充することにあつたのは変わらない。『著聞集』の篇目・形式への配慮のもと抄入をしている以上、それは単純に、思いつくままに無作為に説話を書き入れた結果の「不整備・齟齬」とは言えない。『著聞集』の編纂行為の延長線上にあらうという意図のもとに行われたことであつて、実のところ、建長六年十月の時点で既に収録されていた説話と、それ以降に追記された説話との間には明確な差が存在しないのである。追記説話も含めた『著聞集』全体に目を向けてはじめて、編纂の全容が見えてくると考える。

【注】

- (1) 大森志朗氏「古今著聞集考」日本古典全集「古今著聞集・下」(一九三〇年/日本古典文学全集刊行会)、永積安明氏「古今著聞集」の本文批評(初出「研究」三十五号/一九六五年三月。後に大幅な改稿の上、「中世文学の可能性」一九七七年/岩波書店、所収)。なお、中島悦次氏「古今著聞集の増補と十訓抄」『国学院雑誌』五十九号(一九五八年十一月)は、『著聞集』と『十訓抄』は同一出典に基づいているに過ぎないとの見解を示すが、従えない。
- (2) 抄入に使用された『十訓抄』は、福島尚氏「十訓抄」の本文について・下「十訓抄」をよむために——(『国語国文』五十六—九号/一九八七年九月)によれば、現存の第二類本に近似しながらも第一類的な性格も持ち合わせた本文形態であつたら

しい。そこで本稿では、『十訓抄』は第二類本の宮内庁書陵部片仮名本を底本とする新編日本古典文学全集を用い(説話番号もこれに従う)、適宜『校本十訓抄』で本文異同を確認することとした。『著聞集』は諸本間で大きな本文異同がないので、広島大学附属図書館蔵本を底本とする新潮日本古典集成を用いた。永積安明氏「十訓抄」の世界(初出「日本の歴史4・中世II」一九七四年/東京美術。後に「中世文学の可能性」一九七七年/岩波書店、所収)。

(4) この「近くは」は「十訓抄」伝本に共通して見える。

(5) 『著聞集』の説話冒頭表現については、福田益和氏「古今著聞集研究序説」(『長崎大学教養学部紀要』十六号/一九七五年十二月)に詳しい。『著聞集』の中で説話冒頭に書名が示されるのは、漢文で記された裏書に限定される。

(6) 日本古典文学大系「古今著聞集」(一九七四年/岩波書店)補注。

(たびた はじめ・大阪府立大学非常勤講師)